

通告 2 番目、9 番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 おはようございます。9 番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、マイナンバーカードについてです。

マイナンバーカードは、デジタル社会を進めるに当たって必要不可欠であり、その基盤構築により、行政サービスと国民の利便性を図り、生活の質を上げる役割を持つ大変重要なものです。マイナンバー制度は、2016年から運用が始まり、それに伴い、マイナンバーカードの交付が開始されました。政府は、マイナンバーカードをデジタル社会に必要なツールとして普及を促進し、より多くの国民に取得を進めてまいりました。

当市においても、令和 4 年 5 月から庁舎敷地内に特設会場を設け、マイナポイント第 2 弾に対し、市民の皆様へサポートを行い、様々な当市が行うイベントにおいてもサポート窓口を設置し、普及促進に努めてくださいました。そんな中、政府のマイナポイント第 2 弾も 9 月末をもって締切り、当市の特設会場も終了となりました。約 1 年半余り、市民へのサポート体制に対し、心から敬意を表します。

そこで、1 点目にお伺いしますが、現在のマイナンバーカード交付率と健康保険証のひもづけ率及び公金受取口座情報の登録率は、どれぐらいになっているのでしょうか。

次に、今、マイナンバーカードについて、公金受取口座やマイナ保険証に他人の情報が登録されてしまった事案や別人の証明書などが誤って交付されるなど、トラブルが相次いでおります。ほとんどが人為的なミスとの政府の見解ですが、不安からカードを返納する人もいるとのこと。政府は、このマイナ問題に対し、原則として、11 月末までに個別データの総点検を実施するとのことですが、そこで 2 点目、当市のマイナ総点検の進捗情報状況と、主なトラブルやカードの返納状況はどうなっているのか、お伺いします。

3 点目に、マイナ保険証ですが、私自身も市内幾つかの医療機関を利用する中で、健康保険証を携帯せず、マイナ保険証を利用するのですが、マイナ保険証をカードリーダーで読み取るだけで、受付窓口には保険証を預けることなく済むので、非常に便利と思っております。このマイナ保険証ですが、岩出市内、どれだけの医療機関で利用できるのか、また使うに当たってどのようなメリットがあるのか、お聞かせ

ください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の1番目のご質問、マイナンバーカードについての1点目について、お答えいたします。

8月31日時点における住基人口に対する交付率は77.8%となっております。国民健康保険証のひもづけ率及び公金受取口座情報の登録率については、自治体ごとの率は分かりかねます。全国におきましては、令和5年9月21日現在で、カード取得者に対する健康保険証としての利用申込みは68.0%、公金受取口座の登録は63.7%となっております。

2点目、マイナ総点検の進捗状況等についてですが、国は6月に省庁横断のマイナンバー情報総点検本部をデジタル庁に設置いたしまして、再発防止策の検討などを進めております。総点検本部から情報のひもづけを行う自治体等を対象に、マイナンバーへの情報のひもづけが正確に行われているかの調査が実施されました。本市におきましては、現時点では、マイナンバーのひもづけに関する総点検において、個別データの点検は求められておりません。また、誤ひもづけ、誤ったひもづけ等の報告も受けておりません。

主なトラブルといった事象は把握しておりませんが、マスコミ報道を受けて、制度への不信感やマイナンバーカードの情報漏えいに不安を感じている方からの問合せのほか、マイナポイント事業に乗じた詐欺メールが増加しており、市内放送、安心・安全メールで注意喚起をしたところでございます。

また、令和5年度のカード返納につきましては、8月31日現在で合計69件ございました。そのうち、必要性がないと判断した、使わない、なくすから、信用できないなどの理由による自主返納が7件、その他62件については、カードの有効期間の満了、カード破損などの理由によるものでございます。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員質問の1番目、マイナンバーカードについての1点目と3点目についてお答えします。

まず1点目、健康保険証とのひもづけ率につきましては、国民健康保険中央会から提供された7月時点のひもづけ状況では、本市の国民健康保険証とのひもづけ率は63.13%、後期高齢者医療費被保険証とのひもづけ率は60.41%となっております。

続いて3点目、マイナ保険証を利用できる医療機関はどれだけあるのか、また利

用するメリットは、については、市内におけるマイナ保険証を利用できる医療機関等は、医科、歯科、調剤薬局合わせて、8月時点で93か所中84か所、90.3%の医療機関等で利用可能となっております。

また、マイナ保険証を利用するメリットといたしましては、情報提供に同意することにより、過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師や薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられること、また、負担限度額認定書の交付手続なしで、医療費の限度額を超える窓口への支払いが不要になること。その他、転職や転居等による保険証の切替えや更新の際に、紙の保険証の発行を待たずに受診できることなどが上げられます。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 4点、再質問いたします。

1点目、マイナンバーカードですが、現在申込みをされている方で、いまだにまだ交付に至っていない方は、今現在何人ぐらいいるのでしょうか。また、その方々への告知については、直接連絡しているのか、教えていただきたいと思います。

2点目に、医療機関でマイナ保険証を読み込む際に、高額療養費制度を受けるか受けないかの選択ボタンが出るのですが、当初受けないと選択した市民の方から申出があったんですけど、再三にわたり通院を余儀なくされて、高額な医療費になったため、一旦は支払って、後に払い戻しを受けたというケースを聞いたんですが、そもそもこの高額療養費制度の受けるか受けないかの選択のボタンというのが必要なのか、全ての人が受けるでよいのではないのでしょうか、教えていただきたいと思います。

3点目に、本年8月からコンビニ等で各種証明書を発行が可能となっておりますが、現在、まだ一月余り、二月ほどですが、現在発行数はどれぐらいあるのでしょうか。

4点目として、コンビニ交付導入後、庁舎市民課窓口での負担も軽減されていると思いますが、窓口に来られる市民の皆さんにとっては、申請書や印鑑登録カードの提示の負担を軽減する意味で、市役所内にもコンビニ等にあるマルチコピー機を設置する自治体が増えているのですが、当市での設置の考えはないのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、カード申請して取りに来られてない方、またその告知についてですが、マイナンバーカード申請後、交付通知をしているが、まだ受け取っていない方は、令和5年9月22日現在で671人となっております。

また、マイナンバーカードの受け取りの再通知として個別にお知らせを送付してございます。

次に、再質問の3点目でございます。コンビニ交付の発行部数の実績についてですが、8月の実績で申し上げますと、住民票の写しが193枚、印鑑登録証明書の写しが137枚、所得証明書が15枚、課税証明書が18枚となっております。

次に再質問の4点目、マルチコピー機を市役所の窓口には設置しないのかというご質問ですが、マルチコピー機を設置している他市に聞き取りをしたところ、初年度の導入経費約800万円が必要であると聞いてございます。本市におきましては、岩出市内にコンビニが20店舗あり、最寄りの店舗をご利用いただければと考えてございます。また、市役所前にも店舗がございまして、費用対効果から考えて、市役所内に設置する予定は、現在のところはございません。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問の2点目についてお答えいたします。

限度額情報の提供の有無の選択ボタンがなぜあるのかということでございますけれども、限度額情報は個人情報であり、医療機関等への情報提供の同意が必要となることから、ボタンで選択するようになっているということでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目のご質問です。災害時におけるLGBT対応について。

近年、LGBTという言葉が広く認知されるようになり、性的指向や性自認に関する社会関心が高まっております。そして、性的少数者への理解を増進し、差別を解消することを目的とした、LGBT理解増進法案、いわゆるLGBT法案が2023年6月16日に国会で可決をいたしました。LGBT理解増進法は、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないという基本理念の下、国や自治体、学校、企業などに対して、性の多様性に関する理解の増進のための施策を求めています。

特に、国に対しては理解を広めるため、基本計画を策定することや、そのために必要な学級研究を推進すること、知識の普及や相談体制を整える努力などを想定しているということです。

私ごとですけれども、このたび防災士の資格取得を目指しておりまして、地域防災リーダー育成講座を受講する中で、災害時の避難所における性的少数者が抱える困り事について学んでまいりました。その中には、1つ目に、受付で自分の名前が大声で呼ばれてしまうと、周囲に性別のことを気づかれてしまうのではと不安になる。2つ目に、書類に記載された性別と外見の性別が異なるため、本人確認ができないとの理由でサービスを受けられない。3点目に、支援物資が登録した戸籍と性ごとに配布され、性自認に基づく肌着や衣服などの入手が難しい。4点目に、トイレや入浴施設など、男女別に設置されたものしかなく、利用しにくい。5つ目に、避難施設に戸籍上の名前を書かなければいけないという思いで、避難所にそもそも行けないなど、様々です。

20人から30人の割合で存在するこの性的少数者に対する市当局としての避難所での対応準備は、また課題についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の2番目のご質問、災害時のLGBT対応についての避難所での対応準備は、また課題は、についてお答えいたします。

災害時、避難所でのLGBTの方々への対応について、プライバシーの問題や差別、偏見といったことが課題の1つであることは、市としても認識しております。また、避難所生活では、ほかに設備や空間に関する問題も多くあり、生活空間の広さ、避難所の温度、話し声や足音などの騒音、臭気、照明、衛生面等々が発生することは不可避だとされております。

市といたしまして、多目的トイレの設置等をはじめ、避難所の運営において、LGBTの方はもちろん、女性、子供、高齢者、障害のある人など、全ての避難者が安全に避難生活できるよう取り組んでいるところです。

なお、市で作成している避難所運営マニュアルの物資の配給方法について、女性や性的少数者への配慮をすることを次回の改正で追加する予定としてございます。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 避難所運営に当たっては、ほんまに様々なことが想定されると思うんで

すけども、今回のことについて、全国的にもこれからの課題であると思うし、また非常に繊細なことです。当事者に寄り添った避難所運営のマニュアルへの取組、これを期待しておりますので、よろしくお願いします。

答弁は、これについては結構でございます。

○田中議長 これ、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 3番目の質問です。敬老会について。

敬老の日は、国民の祝日に関する法律によれば、多岐にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとあります。当市も、9月18日、高齢者を多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛する気持ちをより一層高め、長寿を祝うことを目的とした敬老会が5年ぶりの開催となりました。

ここでご質問です。コロナ禍以前の令和1年と本年の案内人数と参加人数はどれだけだったのでしょうか。そして、コロナ禍前までの敬老会では、演劇や漫才が定着していたのですが、今回この催しが変わった理由について教えてください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問者の3番目、敬老会についてお答えします。

まず1点目、案内人数と参加人数につきましては、本年度の敬老会対象者は、基準日の8月1日現在、数え75歳以上の方で7,725人に案内いたしました。また、参加人数については、お弁当のみお受け取りの方も含め、3,712人でした。令和元年度につきましては、案内人数は6,079人、参加人数は、お弁当のみをお受け取りの方も含め2,647人でした。

続いて2点目、催し内容を変更した理由についてお答えします。

5月23日に開催した敬老会実行委員会において、催し内容についてご協議いただきました。委員の皆様からは、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、コロナが収束したわけではないや、特に重症化リスクの高い高齢者が一堂に会し、マスクを外してお弁当を食べ、演芸を楽しむという、例年の内容より感染症に配慮した映画上映会のほうがよいのではないかと。また、昨年度、コロナ禍において、当初、懐かしの映画上映会の方向で進めていた経緯もあり、昨年度、楽しみにされていた方のためにも、今年度実施するのがよいのではないかなどの意見をいただき、

催し内容を変更して、映画会を実施することに決定していただきました。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 敬老会日を挟んで前後、数日間ですね、市民の皆様から様々なご意見を頂戴いたしました。まず、このたびの対象の方々への案内方法は、市の職員さん中心であったのかと思うんですが、ほかにもどのような方があったのか。また、個別の案内であったという方もあれば、郵送だったという方もございました。

そこで1点目に、どのような方がどのような方法でご案内であったのでしょうか。

2点目として、お弁当を取りに行けない方々への対応、また暑い日差しの中でのお弁当を持って帰る皆さん、欠席になってしまっていて、そもそもお弁当を頂けなかった方々等々、いろいろお聞きします。そして、コロナ禍での式典の中で、催しが開催されなかったときのような食の応援クーポン券について、非常に好評であったことから、クーポン券のもらえる制度に戻してほしいとのご意見を頂戴しております。その点について、今後の考え方をお聞かせください。

3点目として、催しについては、高齢者といっても75歳から100歳以上を超える方々まで幅広く、様々です。懐かしの映画といっても懐かし過ぎると感じる方もいらっしゃると思いますし、非常に難しいかと思うんですが、ご参加の皆さんのご意見、またいろいろアンケート等をお聞きしていただきながら、より多くの皆さんに喜んでいただけるものに近づけるよう取り組んでみてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、敬老会の案内方法についてですが、各地区別の対象者に職員を割り当て、職員が対象者宅を訪問し、案内しております。複数回訪問しても不在だった場合は、案内をポストに投函するか、後日郵送で送付しております。

次に2点目、食のクーポン券についてですが、食のクーポン券の要望もあることは認識しておりますが、敬老会については様々な意見が寄せられているところですので、今後の検討課題といたします。

続いて3点目、催し内容について、アンケートを取るとか、高齢者の希望を聞くことはできないのかということですが、敬老会の催し内容については、毎年、敬老会実行委員会で協議し、決定していただいております。委員の中には敬老会の対象

の方もいらっしゃると思います。催し内容についてのアンケートを実施した場合、個人それぞれの希望は多様であり、回答が広範囲に及ぶことも考えられるため、アンケートの実施等は難しいと考えます。

なお、様々な意見が担当課にも届いておりますので、今後も高齢者の皆様が楽しめるような催しとなるよう、実行委員会においてご検討いただきます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 質問の4番目です。ふれあい収集事業についてです。

この事業は、独り暮らしや同居するご家族におきまして、要介護状態や障害のある方の世帯の中で、ごみを決められた集積所まで出すことのできない困難な場合に、自宅まで直接ごみを取りに来てくれる、いわゆる戸別収集をしていただけるものがあります。岩出市でも高齢者のみのご家庭が増えてくる中、大変ありがたいサービスであります。

そこで1点目、このサービスを受けられる対象世帯の条件についてお答えください。

2点目に、現在、どれだけのご家庭がこの事業のサービスを利用しているのでしょうか。

3点目として、本市も新たな都市開発が進み、多くの分譲地に住宅が建ち、それぞれの住宅地にはごみ集積所を設け、それぞれのルールの下で共有し、維持管理に努めていただいております。転入時にはごみの出し方や出す場所等もご案内し、そのルールに従って行っておられるものと思います。しかしながら、従来から、本市に居住しているご家庭の中で、ごみの収集日にはご自宅の前に出しているご家庭を見かけます。明らかに高齢者のみのご家庭ではないと認識するのですが、この戸別収集が現在も存在している経緯について、ご説明をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員ご質問の4番目、ふれあい収集事業についてお答えします。

1点目のふれあい収集事業の対象世帯の条件については、岩出市ふれあい収集実

施要綱に基づき、世帯に属する全ての方が、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳肢体不自由1から3級・視覚障害1・2級の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けておられる方で、ごみ集積所まで出すことが困難であることを条件としております。

なお、ふれあい収集の申出があった場合、ご自宅を訪問し、面談の上、決定させていただいています。

次に2点目の利用件数についてですが、事業開始当初の平成26年度は17世帯でありましたが、平成29年度に、より利用しやすいように対象要件の緩和を行った結果、令和5年9月末現在では29世帯の方々にご利用いただいております。

次に3点目のそれ以外の戸別収集をしているが、その経緯は、についてですが、分別収集が開始された平成11年に、資源ごみは定められたごみ集積所に出すステーション方式を採用いたしました。その際、区自治会によっては、ごみ種全てをステーション方式とする場合もありましたが、住宅密集地や道路事情など、様々な事情によりステーション方式とすることが困難な地域があったことから、戸別収集となっている地域があります。

現在は、ごみ収集作業の効率化を図るため、宅地開発等においては新たにごみ集積所を設置し、ステーション方式とすることとしております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 住民の中には、自治会の指定する集積所が自宅から遠く離れておりまして、車を使って移動して運んでたと。そして、免許を返納してから、何とか徒歩で出しに行っているんですが、不燃ごみのときは非常につらいということで、高齢ご夫妻のご家庭なんですけども、高齢者のご夫妻のご主人のほうはかなり体調も悪くなって、最近では1人で押し車で乗せて行くんですけども、朝の早朝からがらがら音を鳴らして行くのも近所迷惑やということで、本当に苦労しながら運んでいらっしゃるということをお聞きしました。

高齢者のごみ出し支援を行う意味で、ふれあい収集の条件緩和や、せめて不燃ごみだけでも戸別で収集してもらえないのか。そして、ふれあい収集での回収場所が増えると、職員の労働時間にも問題出てくるんでしょうけども、ですので現在の戸別収集件数をできるだけ減らして、ふれあい収集の条件を緩和して運用できるよう、大変時間かかると思うんですが、ご理解いただきながら、皆様にご協力していただきながら、将来、ますますこういうご家庭が増えてくると思うので、ご対応のほう

必要であるかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員の再質問にお答えいたします。

戸別収集をできるだけ減らして、ふれあい収集の緩和というところについてお答えいたします。

戸別収集の集約化については、道路事情など地理的条件、また区自治会や地域住民のご理解とご協力が必要であることから、戸別収集を全て廃止することは困難と考えております。また、ふれあい収集事業の要件緩和については、不燃ごみだけではなく、全てのごみ種に対し、高齢化社会が進む近隣市町の取組事例なども参考に研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の4番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。